

原子力規制庁の主な対応（2月6日以降）

（東京電力福島第一原子力発電所関連）

平成25年3月6日
柏崎刈羽原子力規制事務所

【2月13日】

- 原子力規制委員会は、福島第一原子力発電所原子炉施設の状況を鑑みた原子炉施設の状況を鑑みた適切な管理を行うために必要な事項及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（法）第64条の3第7項に基づく実施計画の遵守状況を確認する検査の実施するために必要な事項を定めるために、原子力規制委員会設置法第26条に基づき原子力規制委員会規則を制定することとしています。また、当該規則には、法第64条の3第7項の原子炉施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従って行われているかどうかについての検査を実施するにあたり、検査の実施に必要な事項についても定めることとしました。原子力規制委員会は、原子力規制委員会規則案について、2月14日から3月15日まで意見募集しました。（P.3）

【2月20日】

- 原子力規制委員会規則案において、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（実用炉則）と同様に、原子力規制委員会が定めるとしている放射線業務従事者の線量限度、周辺監視区域外の濃度限度、原子炉施設の運転を行う際の運転責任者に係る基準等の事項については、原子力規制委員会が別途定めることとしており、実用炉則に基づいた告示と同内容の規定を本告示で定めることとしております。また、法第64条の3第8項において原子力規制委員会が定めるとしている原子炉施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従って行われているかどうかについての検査を行う検査官の権限を本告示で定めることとしました。原子力規制委員会は、原子力規制委員会告示について、2月21日から3月17日まで意見募集しました。（P.11）

【2月27日】

- 原子力規制委員会に設置された東京電力福島第一原子力発電所事故による住民の健康管理のあり方に関する検討チームは、検討チームにおける議論の総括について、原子力規制委員会に報告しました。（P.19）

【3月5日】

- 福島第一原子力発電所の原子炉施設は昨年11月7日に「特定原子力施設」として指定されましたが、東京電力が提出した当該施設の保安等の措置を実施するための計画の内容を踏まえ、法第64条の4の規定に基づき、特定原子力施設として指定された福島第一原子力発電所の原子炉施設に対する法の特例を定める政令（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令）が閣議決定されました。

(以上)

「東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の設置、運転等に関する規則（仮称）」に係るパブリックコメントの募集について（案）

平成 25 年 2 月 13 日
原子力規制庁

1. 目的

- (1) 原子力規制委員会は、炉心損傷等の原子力事故が発生した東京電力福島第一原子力発電所について、施設の状況に応じた適切な方法により管理を行うことが特に必要であることから、昨年 11 月 7 日、改正原子炉等規制法の規定に基づき、特定原子力施設として指定した。
- (2) 当該特定原子力施設に関する保安又は核物質防護のための措置を実施するための計画（以下、「実施計画」）は、昨年 12 月 7 日に、東京電力から提出され、現在、当該計画が災害の防止上十分な内容になっているか審査を進めている。
- (3) 実施計画により保安等の措置の適正な実施が確保される場合には、政令により原子炉等規制法の一部のみを適用することができるとされており、適用を除外する規定（参考 1 参照）等を定める政令案について本年 1 月 9 日から 2 月 7 日までパブリックコメントの募集を実施。
- (4) 実施計画の認可後において適用する原子炉等規制法の規定のうち、「記録（第 34 条）」、「保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置（第 35 条）」、「主務大臣等への報告（第 62 条の 3）」の適用にあたり、実用炉規則に定める措置（参考 2 参照）を見直し、東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の通常の原子炉施設とは異なる特別な状況を考慮した委員会規則を定めることから、行政手続法に基づき、必要なパブリックコメントを求めるもの。

2. 規則の概要（別紙参照）

- (1) 施設の状況に応じた適切な管理を行うために委員会規則による措置を考える必要があるのは、「記録（法第 34 条）」、「保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置（法第 35 条）」、「主務大臣等への報告（法第 62 条の 3）」の適用に関する部分及び検査に関する部分。
- (2) 「記録」については、原子炉注水設備、窒素封入設備など事故後に新たに設置した設備に係る点検記録を追加するとともに、通常の原子炉運転に係る記録を必要に応じて削除。
- (3) 「保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置」については、

- 管理区域については、放射線被ばく線量の管理が必要な箇所が敷地内広範囲にわたっているので、区域への入退域管理に関し、実施計画で認可した措置を講じる。
 - 施設の巡視及び点検については、原則として毎日1回以上とするが、巡視及び点検を行う者の放射線被ばく線量を考慮したものとする。
 - 施設の保守管理については、実施計画に記載された性能が維持されるように定める。
 - 核物質防護のための措置については、事故後の状況を踏まえて、防護対象設備を整理する。
 - なお、初期消火活動の体制整備、事業所内の核燃料物質の運搬・貯蔵など、従前通り、実用炉規則の規定に従って措置を講ずるものについては、本委員会規則案の対象としない。
- (4) 「主務大臣等への報告」については、管理対象区域内における液体状の核燃料物質等の漏えいは原則報告対象とする。ただし、堰など拡大防止のための設備の内にとどまり、その程度が軽微な場合は、報告対象外とする。
- (5) 検査については、実施計画遵守状況検査（法第64条の3第7項）の実施等に必要な事項を定める。
- 施設に係る部分の検査については、従前の使用前検査、溶接検査、施設定期検査に準じた手続きにより実施。放射線による被ばく防止の観点からやむを得ない場合や完成品の検査の場合は、同等の実施可能な検査に代える。
 - 保安の措置に係る部分の検査については、従前の保安検査に準じた検査を原則毎年4回行う。
 - 特定核燃料物質防護の措置に係る部分の検査については、従前の検査に準じた検査を毎年1回行う。
 - 検査を行う職員の身分を示す証明書等については、従前の検査等における措置と同様に措置する。

3. スケジュール

パブリックコメント募集	2月14日～3月15日（30日間）
公布・施行	3月下旬

以上

「東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の設置、運転等に関する規則（仮称）」の概要について

平成25年2月13日

原子力規制庁

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

規則の概要

(1) 法第34条（記録）、第35条（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）及び第62条の3（主務大臣等への報告）の規定に関する事項

法第34条、第35条及び第62条の3の規定の適用にあたって本規則に定める内容は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉則」という。）第7条から第15条の2及び第19条の17に定める措置について東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設が特別の状況にあることを踏まえて所要の見直しを行ったものとする。

なお、初期消火活動の体制整備、事業所内における核燃料物質等の運搬や貯蔵に係る措置など実用炉則の規定に従うことが適当なものについては、見直しの対象としない。

主な見直しの内容は以下のとおり。

① 記録

- ◇ 施設の状態を踏まえて実用炉則第7条第1項の表に定める記録のうち、1～4号炉に係る原子炉の運転に係るものを削除し、事故後に新たに設置された設備に係る点検記録を追加する。
- ◇ 放射線量が高い等特別な理由から記録することが困難な事項については、実施計画において原子力規制委員会が認可したところによるものとする。
- ◇ 本規則の施行前に実用炉則第7条の規定に基づいて記録・保存されたものについては、本規則の施行後においても実用炉則第7条の規定に基づいて保存等を行うものとする。

② 保安活動の品質保証、作業手順書等

- ◇ 保安活動の品質保証計画、作業手順書等は実施計画に基づき定めるものとする。

③ 管理区域について講ずる措置

- ◇ 放射線被ばく線量の管理が必要な区域、内包する核燃料物質の漏えい管理が必要な区域は実用炉則に定める管理区域に係る措置を講ずる対象とし、一部の措置を講ずることが困難な場合は、実施計画において原子力規制委員会が認可したところの措置を講ずることをもって代えることとする。

④ 原子炉施設の巡視及び点検

- ◇ 原子炉施設の巡視及び点検を行う頻度は、原則として毎日1回以上とし、巡視及び点検を行うにあたっては、これを行う者の放射線被ばく線量を考慮するものとする。
- ◇ 1～4号炉の点検を行う施設及び設備は、原子炉圧力容器内、原子力格納容器内及び使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料等の冷却に必要な設備、核燃料物質の臨界防止に必要な設備、電源、放射性廃棄物の処理に必要な設備及びその他実施計画において点検を行うとしている施設及び設備とする。
- ◇ 5・6号炉の点検を行う施設及び設備は実用炉則において定める設備に加え、実施計画において点検を行うとしている施設及び設備とする。

⑤ 原子炉施設の保守管理

- ◇ 原子炉施設の保守管理に関する方針は、実施計画に記載された性能が維持されるように定めるものとする。

⑥ 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価

- ◇ 1～4号炉は、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の対象外とする。

⑦ 工場又は事業所において行われる廃棄

- ◇ 事故後の施設の状況を踏まえて、気体状の放射性廃棄物の排出管理等の実用炉則に定める当該措置を講ずることが困難な場合は、実施計画において原子力規制委員会が認可したところの措置をもって代えることとする。

⑧ 特定核燃料物質の防護のための措置

- ◇ 事故後の施設の状況を踏まえて、防護対象設備を整理する。
- ◇ 本規則において定める防護措置を講ずることが困難な場合は、実施計画において原子力規制委員会が認可したところの措置をもって代えることとする。

⑨ 事故故障等の報告

- ◇ 管理区域内における液体状の核燃料物質等の漏えいは原則報告対象とする。ただし、拡大防止のための堰等の外に拡大しない場合でその程度が軽微なときは報告対象外とする。
- ◇ 上記の他、事故後の施設の状況を踏まえて報告の対象を見直す。
 - ・ 原子炉の運転中の原子炉施設の故障に係る報告を削除。
 - ・ 1～4号炉における核燃料物質の臨界に係る報告を追加。
 - ・ 1～4号炉に係る気体状の核燃料物質等の漏えいは施設の状況を踏まえ報告対象外とする。
 - ・ 制御棒の移動・動作に係る報告は5・6号炉のみとする。 等

(2) **法第64条の3第7項（実施計画遵守状況検査）の実施及び同条第8項（検査を行う職員の身分を示す証明書）並びに第66条（検査等事務を実施する者）の規定に定める事項について**

法及び電気事業法に規定される検査を参考に、独立行政法人原子力安全基盤機構への検査事務の一部の委託に関する事項も含め、実施計画遵守状況検査の実施に必要な事項を定める。主な内容は以下のとおり。

① **施設に係る部分の検査**

- ◇ 原子炉施設の工事（溶接を除く。）及び性能に係る検査、原子炉施設の溶接に係る検査、原子炉施設の性能の維持に係る検査を行う。
- ◇ 検査を行うにあたっては、法の使用前検査、溶接検査、施設定期検査に準じた手続きにより実施することとし、電気事業法の使用前検査、溶接安全管理検査、定期検査に係る規定も参考とする。
- ◇ 放射線による被ばく防止の観点からやむを得ない場合及び完成品の検査の場合は、同等の実施可能な検査に代えることとする。
- ◇ 原子力規制委員会は検査を行うにあたり検査実施要領書を定めるものとする。

② **保安のための措置に係る部分の検査**

- ◇ 現行の保安規定の遵守状況の検査に準じた検査を原則として毎年4回行うこととする。

③ **特定核燃料物質の防護のための措置に係る部分の検査**

- ◇ 現行の核物質防護規定の遵守状況の検査に準じた検査を毎年1回行うこととする。

④ **検査を行う職員の身分を示す証明書**

- ◇ 保安規定の遵守状況の検査及び核物質防護規定の遵守状況の検査における身分証明書の様式に準じたものとする。

⑤ **検査事務の一部を実施する原子力安全基盤機構の検査員の資格**

- ◇ 法の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令第二条に定める内容と同様とする。

東電福島第一原子力発電所の主な法令の規定の適用関係について(実施計画認可後)

参考1

1～4号炉

設置変更許可(原子炉等規制法第26条第1項5号)

設工認(原子炉等規制法第27条)

使用前検査(原子炉等規制法第28条)

溶接検査(原子炉等規制法第28条の2)

施設定期検査(原子炉等規制法第29条)

記録(原子炉等規制法第34条)

保安及び核物質防護上の措置(原子炉等規制法第35条)

保安規定(原子炉等規制法第37条)

核物質防護規定(原子炉等規制法第43条の2)

廃止措置(原子炉等規制法第43条の3の2)

主務大臣等への報告(原子炉等規制法第62条の3)

5, 6号炉

設置変更許可(原子炉等規制法第26条第1項5号)

工事計画の認可(電気事業法第47条)

使用前検査(電気事業法第49条)

溶接事業者検査(電気事業法第52条)

定期検査(電気事業法第54条)

記録(原子炉等規制法第34条)

保安及び核物質防護上の措置(原子炉等規制法第35条)

保安規定(原子炉等規制法第37条)

核物質防護規定(原子炉等規制法第43条の2)

廃止措置(原子炉等規制法第43条の3の2)

主務大臣等への報告(原子炉等規制法第62条の3)

政令で東電福島第一原子力発電所の原子炉施設については適用を除外する規定

東電福島第一原子力発電所の状況に合わせて、特別な措置を検討している規定

通常の原子炉と同様に東電福島第一原子力発電所の原子炉施設にも適用する規定

原子炉等規制法第34条、第35条及び第62条の3に基づく実用炉規則の規定について

参考2

法第34条(記録)

第7条(記録)

第7条の2(電磁的方法による保存)

法第62条の3(主務大臣等への報告)

第19条の17(事故故障等の報告)

法第35条(保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置)

第7条の3(品質保証)

第7条の3の2(品質保証計画)

第7条の3の3(品質保証の実施に係る組織)

第7条の3の4(保安活動の計画)

第7条の3の5(保安活動の実施)

第7条の3の6(保安活動の評価)

第7条の3の7(保安活動の改善)

第7条の4(作業手順書等の遵守)

第7条の5(原子炉施設の定期的な評価)

第8条(管理区域への立ち入り制限等)

第9条(線量等に関する措置)

第10条(原子炉施設の巡視及び点検)

第11条(原子炉施設の保守管理)

第11条の2(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価)

第11条の3(電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第11条の4(初期消火活動のための体制の整備)

第12条(原子炉の運転)

第13条(工場又は事業所において行われる運搬)

第14条(貯蔵)

第15条(工場又は事業所において行われる廃棄)

第15条の2(防護措置)

東電福島第一原子力発電所の状況に合わせ、
実用炉規則の規定を見直すもの
(用語の読み替え等も含む)

実用炉規則の規定に従うもの(東京電力福島第一原子力発電所原
子炉施設の設置、運転等に関する規則では定めない)

「東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の設置、運転等 に関して必要な事項を定める告示（仮称）」に係るパブリック コメントの募集について（案）

平成25年2月20日
原子力規制庁

1. 目的

- (1) 原子力規制委員会は、炉心損傷等の原子力事故が発生した東京電力福島第一原子力発電所を、施設の状況に応じた適切な方法により管理を行うことが特に必要であることから、昨年11月7日、改正原子炉等規制法の規定に基づき、特定原子力施設として指定した。
- (2) 当該特定原子力施設に関する保安又は核物質防護のための措置を実施するための計画（以下「実施計画」という。）は、昨年12月7日に、東京電力から提出され、現在、当該計画が災害の防止上十分な内容になっているか審査を進めている。
- (3) 実施計画により保安等の措置の適正な実施が確保される場合には、政令により原子炉等規制法の一部のみを適用することができるとされており、適用を除外する規定等を定める政令案について本年1月9日から2月7日までパブリックコメントの募集を実施した。
- (4) 実施計画の認可後において適用する原子炉等規制法の規定のうち、「記録（第34条）」、「保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置（第35条）」、「主務大臣等への報告（第62条の3）」の適用にあたり定める「東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の設置、運転等に関する規則（仮称）」について2月14日から3月15日までパブリックコメントの募集を実施しているところである。
- (5) 上記規則において放射線業務従事者の線量限度、周辺監視区域外の濃度限度、原子炉施設の運転を行う際の運転責任者に係る基準等を原子力規制委員会告示で定めることとされており、行政手続法に基づきパブリックコメントの募集を実施する。

2. 告示の概要

- (1) 「記録」について、
 - 次の放射線管理記録に関する事項について、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量告示」という。）等と同じ内容を定める。
 - ・ 放射線遮へい物の側壁における線量当量率の記録、放射線業務従事者の1年間及び3月間の線量の記録
 - ・ 1年間の放射線被ばく線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の

線量及び当該業務に就く放射線業務従事者の被ばく履歴に関する記録

- ・ 外部放射線に係る線量等の算定方法
 - ・ 放射線業務従事者の放射線被ばく管理に係る記録の引き渡し機関
 - 電磁的方法による記録の保存について、「核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準」と同じ内容を定める。
- (2) 「保安のために講ずべき措置」について、
- 管理区域内の床、壁その他の他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度に、線量告示と同じ基準を用いる。
 - 放射線業務従事者に係る線量限度及び放射性物質の濃度限度に、線量告示と同じ基準を用いる。
 - 気体放射性廃棄物を排出する際の周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度限度に、線量告示と同じ基準を用いる。
 - 液体放射性廃棄物を排出する際の排水中の放射性物質の濃度限度に、線量告示が液体放射性廃棄物の排出に対して定めている周辺監視区域の外側の境界の水中の濃度限度を用いる。
 - 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を行う安全上で重要な機器及び構造物（5，6号炉に係るものに限る）に、「安全上重要な機器等を定める告示」における沸騰水型原子炉に係る機器及び構造物を定める。
 - 原子炉施設の運転責任者に係る基準及び原子炉施設の運転責任者を選任するための方法、実施体制等について原子力規制委員会の確認を受けるための手続きに、「運転責任者に係る基準等に関する規程」と基本的に同じ内容を定める。なお、運転責任者に対して求める知識のうち、保安規定に関する知識については、実施計画の保安のための措置に係る部分に関する知識を求めるものとする。
- (3) 「実施計画遵守状況検査」について、保安のための措置に係る部分及び特定核燃料物質の防護のための措置に係る部分の検査を実施する原子力規制委員会の職員の権限に、それぞれ原子力保安検査官や核物質防護検査官と同様の権限を定める。

3. 今後のスケジュール

パブリックコメント	2月21日～3月17日（25日間）
公布・施行	3月下旬

(別紙)

「東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の設置、運転等 に関して必要な事項を定める告示(仮称)」について(概要)

平成25年2月20日

原子力規制庁

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

告示の概要

本告示に、「東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の設置、運転等に関する規則(仮称)」(以下「1F規則」という。)において原子力規制委員会が定める等としているもののうち、「記録」及び「保安のために講ずべき措置」に関するもの並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第64条の3第8項において原子力規制委員会が定めるとしているものを以下のとおり定める。

1. 1F規則において原子力規制委員会が定める等としているもの

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉則」という。)に基づく以下の告示と同内容の規定を本告示中に定めることとする。

- 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成13年経済産業省告示第187号。以下「線量告示」という。)
- 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十九条の十六の十七第一号等の規定に基づき指定記録保存機関を公示する件(平成21年経済産業省告示第291号。以下「指定記録保存機関告示」という。)
- 核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準(平成24年原子力規制委員会告示第2号)
- 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく安全上重要な機器等を定める告示(平成15年経済産業省告示第327号。以下「安全上重要な機器等を定める告示」という。)
- 運転責任者に係る基準等に関する規程(平成13年経済産業省告示第589号)

なお、実用炉則第13条(工場又は事業所において行われる運搬)に係る事項については、1F規則では定めず従来どおり実用炉則の規定に従うこととす

るため、当該条文に基づく工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示（昭和53年通商産業省告示第666号）と同様の規定を定めることは不要であり、本告示では定めない。

(1) 「記録」に関するもの

- ① **放射線遮へい物の側壁における線量当量率、放射線業務従事者の線量等の記録に関する事項**
 - ・放射線遮へい物の側壁における線量当量率の記録、放射線業務従事者の一年間及び三月間の線量の記録は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第4条（放射線しゃへい物の側壁における線量当量率等の記録）第1項及び第2項の規定と同じ内容とする。
 - ・1年間の放射線被ばく線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の線量及び当該業務に就く放射線業務従事者の被ばく履歴に関する記録について原子力規制委員会が定める5年間の記録は、線量告示第4条第3項及び第4項の規定と同じ内容とする。
- ② **外部放射線に係る線量等の算定に関する事項**
 - ・線量告示第11条（外部放射線に係る線量等の算定）に規定する算定方法と同じものとする。
- ③ **記録保存機関の指定**
 - ・放射線業務従事者の放射線被ばく管理に係る記録について、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している機関が5年超えた場合に当該記録を引き渡す機関として実用炉則第7条第5号に基づき指定され、指定記録保存機関告示で公示されている機関を指定するものとする。
- ④ **電磁的方法による保存に関する基準**
 - ・核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準に定める規定と同じ内容とする。

(2) 「保安のために講ずべき措置」に関するもの

- ① **管理区域内の床、壁その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度**
 - ・線量告示第5条（表面密度限度）別表1のとおりとする。
- ② **放射線業務従事者の線量限度（緊急作業に係るものを含む）**
 - ・線量告示第6条（放射線業務従事者の線量限度）及び第8条（緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度）の規定と同じ内容を定める。
- ③ **放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度**

- ・線量告示第7条（放射線業務従事者に係る濃度限度）の規定と同じ内容とする。
- ④ **気体放射性廃棄物の排出に係る周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度限度**
 - ・線量告示第9条（周辺監視区域外の濃度限度）の規定のうち、空気中の濃度に対する規定と同じ内容とする。
- ⑤ **液体放射性廃棄物の排出に係る排水中の放射性物質の濃度限度**
 - ・線量告示9条（周辺監視区域外の濃度限度）の規定のうち、水中の濃度限度に対する規定と同じ内容とする。
- ⑥ **原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を行う安全上で重要な機器及び構造物（5，6号炉に係るものに限る）**
 - ・安全上重要な機器等を定める告示第1号（沸騰水型原子炉）に定める機器及び構造物とする。
- ⑦ **原子炉施設の運転責任者に係る基準並びに原子炉施設の運転責任者を選任するための方法及び実施体制等について原子力規制委員会の確認を受けるための手続きに関する事項**
 - ・運転責任者に係る基準等に関する規程と同じ内容とする。なお、同規定における運転責任者に対して求める知識及び技能等のうち保安規定に関するものについては、実施計画において保安規定に相当する内容が記載することを求めていることから、相当の知識及び技能等を求めるものとする。

2. 法第64条の3第8項において原子力規制委員会が定めるとしているもの
実施計画遵守状況検査のうち、保安のための措置に係る部分及び特定核燃料物質の防護のための措置に係る部分の検査を実施する原子力規制委員会の職員の権限について、それぞれ実用炉則に定める保安規定の遵守状況の検査、特定核燃料物質の遵守状況の検査を行う原子力規制委員会の職員と同様の権限を定める。

東電福島第一原子力発電所への主な法令の規定の適用関係について(実施計画認可後)

参考1

1~4号炉

設置変更許可(原子炉等規制法第26条第1項5号)

設工認(原子炉等規制法第27条)

使用前検査(原子炉等規制法第28条)

溶接検査(原子炉等規制法第28条の2)

施設定期検査(原子炉等規制法第29条)

記録(原子炉等規制法第34条)

保安及び核物質防護上の措置(原子炉等規制法第35条)

保安規定(原子炉等規制法第37条)

核物質防護規定(原子炉等規制法第43条の2)

廃止措置(原子炉等規制法第43条の3の2)

主務大臣等への報告(原子炉等規制法第62条の3)

5, 6号炉

設置変更許可(原子炉等規制法第26条第1項5号)

工事計画の認可(電気事業法第47条)

使用前検査(電気事業法第49条)

溶接事業者検査(電気事業法第52条)

定期検査(電気事業法第54条)

記録(原子炉等規制法第34条)

保安及び核物質防護上の措置(原子炉等規制法第35条)

保安規定(原子炉等規制法第37条)

核物質防護規定(原子炉等規制法第43条の2)

廃止措置(原子炉等規制法第43条の3の2)

主務大臣等への報告(原子炉等規制法第62条の3)

政令で東電福島第一原子力発電所の原子炉施設については適用を除外する規定

東電福島第一原子力発電所の状況に合わせて、特別な措置を検討している規定

通常の原子炉と同様に東電福島第一原子力発電所の原子炉施設にも適用する規定

原子炉等規制法第34条、第35条及び第62条の3に基づく実用炉規則の規定について

参考2

法第34条(記録)

第7条(記録)

第7条の2(電磁的方法による保存)※

法第62条の3(主務大臣等への報告)

第19条の17(事故故障等の報告)

法第35条(保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置)

第7条の3(品質保証)

第7条の3の2(品質保証計画)

第7条の3の3(品質保証の実施に係る組織)

第7条の3の4(保安活動の計画)

第7条の3の5(保安活動の実施)

第7条の3の6(保安活動の評価)

第7条の3の7(保安活動の改善)

第7条の4(作業手順書等の遵守)

第7条の5(原子炉施設の定期的な評価)

第8条(管理区域への立ち入り制限等)

第9条(線量等に関する措置)

第10条(原子炉施設の巡視及び点検)

第11条(原子炉施設の保守管理)

第11条の2(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価)

第11条の3(電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第11条の4(初期消火活動のための体制の整備)

第12条(原子炉の運転)

第13条(工場又は事業所において行われる運搬)

第14条(貯蔵)※

第15条(工場又は事業所において行われる廃棄)

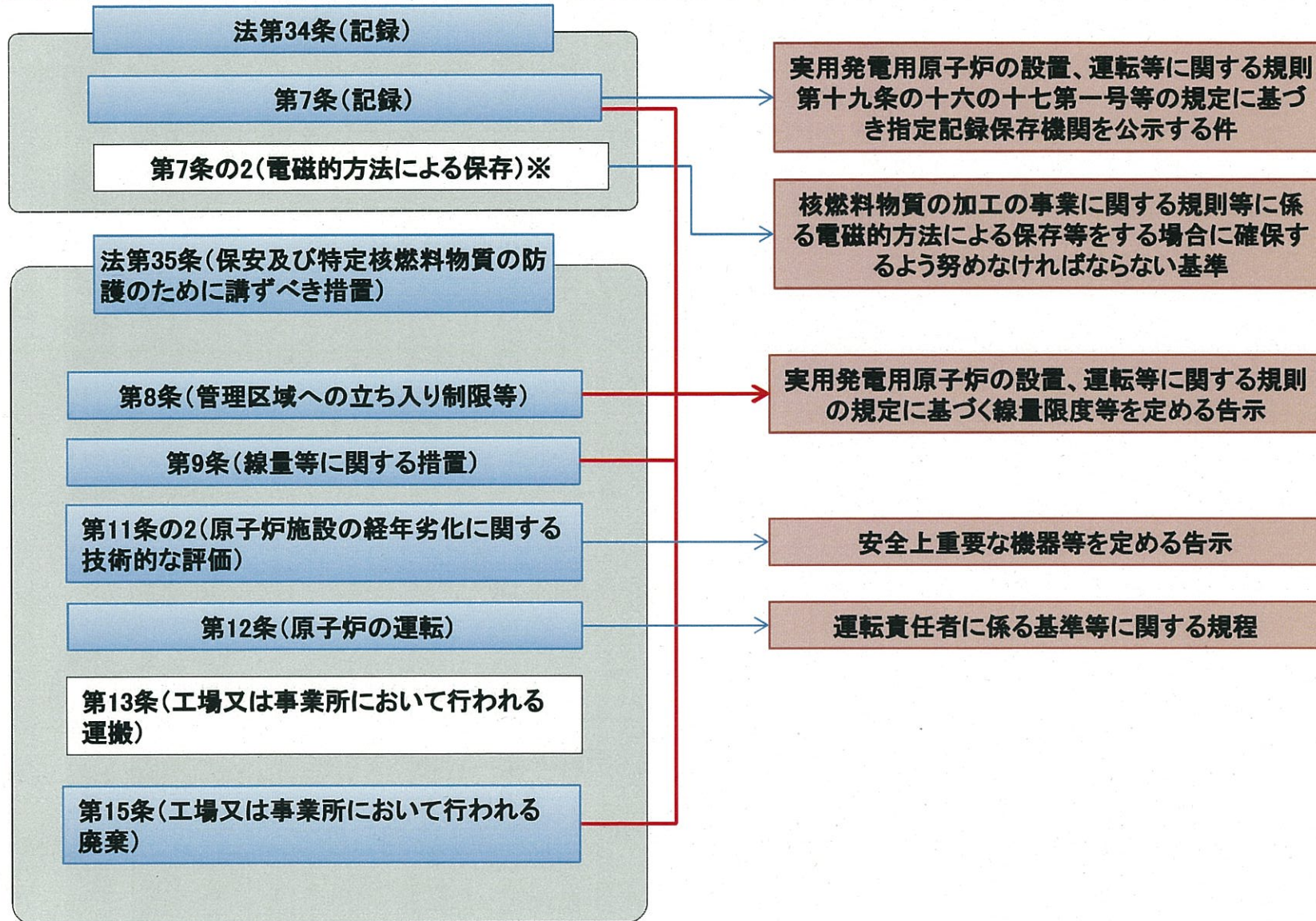
第15条の2(防護措置)

東電福島第一原子力発電所の状況に合わせ、
実用炉規則の規定を見直すもの
(用語の読み替え等も含む)

実用炉規則の規定に従うもの(東京電力福島第一原子力発電所原
子炉施設の設置、運転等に関する規則では定めない(※を除く))

「東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の設置、運転等に関して必要な事項を定める告示(仮称)」を定めるにあたり参照した実用炉規則に基づく告示

参考3



東電福島第一原子力発電所の状況に合わせ、実用炉規則の規定を見直すもの(用語の読み替え等も含む)

実用炉規則の規定に従うもの(東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の設置、運転等に関する規則では定めない(※を除く))